

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鴻巣市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成30年12月20日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	36
10. 保護評価書の名称	重度心身障害者医療費の支給に関する事務
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.poc.go.jp/mvnumber/evaluationSearch/?oon_date_to_gengo=58&oon_date_to_year=58&oon_date_to_month=10&oon_date_to_day=12&kk_name=%26%2340251%3B%26%2324035%3B%26%2324066%3B&count=20&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&kk_type=2&oon_date_from_gengo=58&oon_date_from_year=58&oon_date_from_month=3&oon_date_from_day=1&sort_key=oon_date_from&sort_order=DESC&search=1&page=2
12. 委任関係	

執行機関名 鴻巣市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年条例第12号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	47	
③ 番号法別表第2の項	67	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年条例第12号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第1条	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年条例第12号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、[精神又は身体に重度の障害を有する児童]に障害児福祉手当を支給するとともに、[精神又は身体に著しく重度の障害を有する者]に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の[福祉の増進を図る]ことを目的とする。	この条例は、[重度心身障害者]に対し、医療保険各法又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって、重度心身障害者の[福祉の増進を図る]ことを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年条例第12号) 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第8号)